

令和6年1月1日から電子帳簿保存法が始まります

電子帳簿保存法の義務化により国税関係の帳簿や書類等のデータを法律の要件を満たした形で保存する事になります

ただし、今回は **電子取引** のみが強制適用になります

1. 電子取引とは？

そもそも保存の対象は？

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 国税関係の帳簿・書類(電帳法4①②) | 任意 |
| (2) スキャナ保存制度(電帳法4③) | 任意 |
| (3) 電子取引(電帳法7) | 強制 |

- ・インターネット等による取引
- ・電子メールにより取引情報を授受する取引(含む添付ファイル)
- ・インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引
- ・EDI取引(商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組み)

会計ソフト(財務応援R4lite)を所有されていない顧問先様については、弊事務所に電子帳簿保存法への対応を行います(弊事務所所有のクラウドシステムをご利用いただくこととなります)《作業のイメージ》参照

記帳資料の受け渡しは基本的に従来通り対応させていただきます

将来のことを考慮して会計ソフトを購入したいとお考えの方はご連絡下さい
令和6年3月まで下記の価格で購入ができます

財務応援 R4lite

現行価格 22,000 円

令和6年4月以降は 44,000 円

となります

なお、電子帳簿保存法対応事務手数料については現在検討中です

《作業のイメージ》

